

ふじみ野市手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
別表(第2条、第5条、第8条関係)				別表(第2条、第5条、第8条関係)			
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する審査			62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する審査  (1) 長期優良住宅普及促進法第6条第1項に規定する認定基準に適合するものとして住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が発行する認定基準に適合することを証する適合証を添付した長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計	1件につき	新築の場合は6,000円、増築又は改築の場合は10,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出(以下この項において「審査申出」という。)

			<p>画の認定申請に係る審査(以下「認定審査」という。)のうち、一戸建ての住宅のもの</p> <p>(2) 前号に規定する適合証の添付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。)の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 住宅品質確保促進法第6条第1項の設計住宅性能評価書(長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)の写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの</p>	<p>を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>新築の場合は13,000円、増築又は改築の場合は21,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>新築の場合は8,000円、増築又は改築の場合は13,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出(以下「審査申出」とい</p>	<p>1件につき</p>	<p>新築の場合は13,000円、増築又は改築の場合は21,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>

		う。)を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(2) 前号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。)の床面積の合計が500平方メートル以下のもの	1件につき	新築の場合は17,000円、増築又は改築の場合は25,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(3) 第1号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がない認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの	1件につき	新築の場合は57,000円、増築又は改築の場合は85,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(4) 第1号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がない認定	1件につき	新築の場合は127,000円、増築又は改築の場合は194,000

(4) 前号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添付した認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの	1件につき	72,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(5) 第1号に規定する適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しの添付がない認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの	1件につき	新築の場合は57,000円、増築又は改築の場合は85,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(6) 第1号に規定する適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しの添付がな	1件につき	新築の場合は127,000円、増築又は改築の場合は194,000

<p>審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p>		<p>円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	<p>い認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p>		<p>円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(5) <u>長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	<p>(7) <u>長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(6) <u>長期優良住宅普及促進法第9条第1項及び第3項の規定による譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定審査</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>2,200円</p>	<p>(8) <u>長期優良住宅普及促進法第9条第1項に規定する譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定審査</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>2,200円</p>
<p>(7) <u>長期優良住宅普及促進法第10条の規定による地位の承継の承認審査</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>2,200円</p>	<p>(9) <u>長期優良住宅普及促進法第10条に規定する地位の承継の承認審査</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>2,200円</p>